

daily コラム

2026年1月26日(月)

〒308-0842 茨城県筑西市一本松 624-3

税理士法人和敬会筑西事務所 TEL 0296-22-3689 FAX 0296-25-0627

Email tfc@wakei-kai.com

被災時の税負担を避けたいとき 保険差益の圧縮記帳

事業における火災保険の重要性

最近、火災のニュースが多いですね。

自社の店舗や工場からの失火を防ぐことは勿論ですが、隣家などからの「もらい火」の恐れもあります。この場合、明治時代からある失火責任法という法律により、重大な過失がない限り、賠償責任を問えません。自社の火災保険で手当することになります。

補償対象は、建物や設備、在庫品の損害や、消火活動にかかった費用、休業損失をカバーしたものなど契約により様々です。

＜一般的な保険金の請求書類＞

- ・ 保険金請求書や事故報告書など
(加入している保険会社所定のもの)
- ・ 罹災証明書 (市町村が発行)
- ・ 工事見積書 (建設業者・修理業者)
- ・ 被害の写真、登記簿謄本、印鑑証明など

法人税の「保険差益の圧縮記帳」とは？

このような保険金が入金されたときに、法人税が課税されてしまうと、代わりの資産を取得する金額が目減りすることになり、事業の継続に関わります。そのため、法人税法では、保険金が滅失した固定資産の簿価を上回っている場合には、「保険差益の圧縮記帳」という制度が用意されています。

この制度は、保険差益 (保険金 - 経費 - 帳

簿価額) を、滅失した資産の代わりに取得する資産の取得価額から減額 (圧縮) し、圧縮限度額までの金額を所得金額から控除するというものです (一時的な課税の繰延べ)。

＜適用要件＞

- ・ 固定資産の滅失等により保険金等の支払を受けていること
- ・ 保険金等により代替資産 (滅失資産と同一種類の固定資産) を取得すること
- ・ 圧縮記帳の経理処理を行っていること (損金経理又は積立金経理)

＜具体例＞

国税庁HPには次のような具体例が挙げられています。

- ・ 滅失資産の直前簿価 1,000万円 (A)
- ・ 滅失により支出した経費 50万円 (B)
- ・ 保険金等の額 2,000万円 (C)
- ・ 取得した代替資産の取得価額
3,000万円 (D)

この場合、保険差益の額は、差引保険金 (C - B) から滅失資産の簿価 (A) を差し引いた 950万円となります。この例では、差引保険金 (C - B) が代替資産の取得価額 (D) にすべて充てられているため、保険差益の額がそのまま圧縮限度額となります。



圧縮記帳は
「課税の繰延べ」の
制度です。